

東部大阪都市計画地区計画の決定（東大阪市決定）

都市計画吉田九丁目地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名	称	吉田九丁目地区地区計画
位	置	東大阪市吉田九丁目、鷹殿町及び桜町地内
面	積	約 9.5 ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の 目 標	当地区は、昭和42年に近鉄東花園列車車庫として建設以来、鉄道利用者の増加とともにそれを支える鉄道施設として土地利用がなされている。近年、近鉄奈良線連続立体交差事業や関連都市計画道路の事業化に伴って、今後予想される利用者の増加に対応する鉄道施設の整備・拡充を図り、緑化に努めると共に、周辺地域の居住環境を保全する。
	土地利用の 方 針	鉄道施設の整備・拡充を図ると共に、周辺地域の居住環境の保全・向上に留意しながら、調和のとれた土地利用を図る。
	地区施設の 整備方針	地区に隣接する居住環境の保全・向上を考慮し、植樹帯や、防音壁等の整備を図る。
	建築物等の 整備の方針	鉄道施設の整備・拡充と共に、周辺地域の居住環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限等を定め、適正な誘導・規制を行う。
地区 整備 備 計 画	地区施設の配備 及 び 規 模	その他の公共空地（緑地） 約 3,600 m <sup>2</sup>
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 建築物等の用途の制限 次の各号に掲げる鉄道事業（鉄道事業法第2条第1項に規定する事業を言う。）の用に供する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 車庫 (2) 車両検査修繕施設 (3) 倉庫 (4) 寮 (5) 事務所 (6) その他の鉄道事業の用に供するもの
備 考		

「地区整備計画の区域、地区施設の位置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」